

軍学共同に対する徳島大学の対応についての質問状

質問項目① 本学はこれまで、防衛省や防衛産業のための研究、あるいはそれらとの共同研究について、基本的にどのような方針で臨んできたのかについてお尋ねします。また、その方針の根拠となる本学の規定はあるか否かについてもお尋ねします。

質問項目② 軍学共同の拡大が見込まれる今後、どのように対応するつもりかについてお尋ねします。①で尋ねた「規定」が現状では存在しない場合、今後整備するつもりはあるか否かについてもお尋ねします。

質問の背景と趣旨の説明

先日7月22日付の新聞報道にありましたように、このほど防衛省は「国の安全保障に役立つ技術」を開発する目的で、大学などの研究者を対象に研究費の支給先の公募を始めました。今年度の予算は3億円で、8月12日に締め切って10件程度を選ぶとのこと。防衛省は、得られた成果の実用化の場として「我が国の防衛」「災害派遣」「国際平和協力活動」を挙げております1)。

防衛省は近年、大学や研究機関を軍事研究に取り込む「軍学共同」の動きを強めており、例えば、防衛省防衛技術研究本部と大学・研究機関との間で締結された共同研究の件数は、2010年以後すでに17件を数えています。千葉大、東京工業大、九州大、横浜国立大、慶応義塾大、理化学研究所などがこうした共同研究に参加しております2)。

安倍内閣は昨年4月、武器輸出を原則禁じた武器輸出三原則を撤廃し、新たに防衛装備移転三原則を定め、豪州など海外との武器の共同開発や武器輸出に本腰を入れているところです。研究開発から購入までを一括管理する防衛装備庁も近く発足する見込みです3)。特定秘密保護法の強行採決に続いて安保法案が衆議院で強行採決され、現在、参議院での審議に付されておりますが、これまでの流れを概観すると、安倍内閣は産官学を挙げての「戦時体制の強化」とも言うべき方向に走っているようにも思われます。今回の公募はこうした流れの中にあると考えられます。

一方、戦後の日本の学界は、基本的に軍事研究と一線を画してきた歴史をもっております。日本学術会議は1950年、総会声明で「戦争を目的とする科学の研究には、今後絶対に従わないというわれわれの固い決意」を表明しているほか、たとえば東京大は1969年、職員組合と「軍事研究は行わない、また軍からの研究援助は受けない」とする確認書を交わしております。

他方、個々の研究者が防衛省の資金に応募する場合、具体的な内部審査規定をもつ大学は少ないのが現状です。防衛省も今回、成果の実用化の場として「災害派遣」を挙げるなどして、大学・研究者の抵抗感を緩和しようとしているのかもしれませんが、こうした項目が挙げられることに示されるように、今日の科学研究の成果には民生用と軍事用のどちらにも利用可能なものも多くあります。そうはいうものの、防衛省の予算による公募研究や同省との共同研究となると、将来的にその成果は「我が国の防衛」「国際平和協力活動」に資するとの名目で、軍事転用されるのは確実だと思われます。また、研究者が特定秘密保護法の対象となる国家機密に関係させられる可能性も高まります。

そうした状況にあって、熟議のうえ、本学としての方針を明確に定めることが必要であると考えております。

お忙しいところ恐縮ですが、上記背景説明および主旨に鑑みて、担当理事や各部局長とも協議のうえ、適切なご回答・ご対応をお願いいたします。おおむね8月中のご回答を希望します。

1), 3) いずれも『朝日新聞』（2015年7月22日付）より。

2) 「軍学共同（大学・研究機関における軍事研究）反対アピール署名」（<http://no-military-research.a.la9.jp/>）より。